

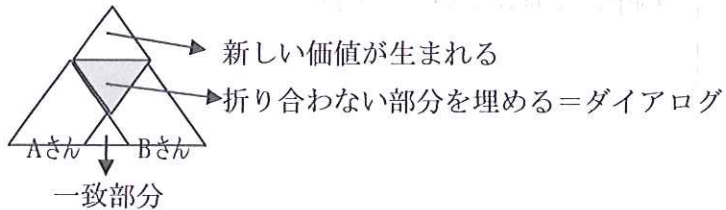
大山町議会議長 野口俊明様

大山町議会議員 大森正治

平成 25 年大山町議会議員研修報告書

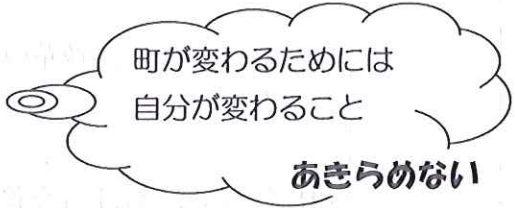
1	日 時	平成 25 年 10 月 28 日 (月) ~ 29 日 (火)	
2	研 修 地	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所	
3	研 修 内 容	(内 容)	(場 所)
		(1)地方自治の現状と議会改革の動向	滋賀県大津市
		(2) 議会改革の進め方	
		(3) 住民参加・情報公開を進める取り組み	
		(4) 各議会における今後の議会改革推進の検討	
(5) 今後の議改革の進め方			
4	研修結果 又は概要 (意見・感想)	<p>(1) 地方自治の現状と議会改革の動向 講義：早大大学院公共経営研究科 教授 北川正恭 地方分権の流れ（中央集権から地方分権へ） 1995 年 地方分権推進法の成立 → 「地方分権一括法」1999 年に成立 国と自治体は、主従の関係から対等・協力の関係へ 機関委任事務の撤廃、自治事務と法定受託事務に。</p> <p>↓ ・ 県は、業務の 80%が国の下請けだった ・ 市町村は、業務の 40%が国の下請け</p> <p>国への陳情合戦 議会は行政の追認機関だった</p> <p>「地方政府」には、自治行政権(歳出の自治)・自治財政権(歳入の自治)・自治立法権(議員提案条例)がある。 自治財政権の確立が必要…自治体の「お宝」を磨いて財政権の源をつくる 議員提案条例を創っていくこと…その一つが、「議会基本条例」 “とにかくつくってみよう” 合議制(民意の反映)という議会の特徴を生かし、本気で勉強して条例を創り、 行政に執行させること。 ※執行部は独任制(民意の集中) 執行部と対等の立場で、二元代表が切磋琢磨し合っていくことが重要 ※いつでも議会を開いて条例を創るためにも「議会通年制」(議長に召集権) が必要</p>	

4	研修結果 又は概要 (意見・ 感想)	<p>(2) 議会改革の進め方</p> <p style="text-align: right;">講義：早大マニフェスト研究所次席研究員 中村 健</p> <p>○議会改革のチェック項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報公開 ・議事録の公開状況 ・議事録公開までの日数 ・映像(動画の)公開状況 ・インターネットに動画を掲載する際の議案や資料の関連づけ ●住民参加 ・住民傍聴機会と資料提供 ・傍聴人名簿への記入 ・議会報告会等で出た質問・要望およびその回答についての取り扱い ・地域SNSや電子掲示板による住民交流の導入 ・議場や委員会における、住民からの声(意見・質問・陳情・請願)の議事録への反映 ●機能強化 ・議会基本条例の制定 ・議会報告会の制度化・義務化 ・地方自治法 96 条の 2 に定める議決事項の追加 ・政策型条例の制定 ・通年議会の採用 ・議長選挙の実施 <p>○議会改革をする必要があるのか</p> <p style="padding-left: 2em;">地方自治法第 1 条</p> <p>○住民は議会に何を期待しているか</p> <p style="padding-left: 2em;">議員目線…インプット—資源をいくら投入したか</p> <p style="padding-left: 4em;">アウトプット—何をしたか、何がどの程度できたか</p> <p style="padding-left: 2em;">住民目線…アウトカム—何がどの程度改善されたのか (私たちの生活の何がよくなったの? 実行の前後でどう変わったの)</p> <p style="padding-left: 2em;">住民はどこの時間帯に関心があるか</p> <p style="padding-left: 4em;">過去(報告) 現在(説明) 未来(相談・話し合い)</p> <p>○議会改革の際、次の点を考えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜやるのか ・誰のためにやるのか ・どうやって ・どこから
		<p>(3) 住民参加・情報公開を進める取り組み</p> <p style="text-align: right;">事例紹介：熊本県御船町議会議員 田中隆敏 千葉県流山市議会議員 松野 豊</p> <p>◎御船町議会活性化の取組み</p> <p>○議会改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会の毎月開催 ・独自研修会と先進地研修会の毎年開催 ・議会報告会の開催 ・議会基本条例の制定 <p>○基本条例制定後の取組み</p> <p>①通年議会の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 通年議会…4月に町長が1回目の招集→翌年3月31日までが会期 2回目以降は、議長が招集 イ) 一般質問…必要があれば、一般質問のみの議会開催も可 ウ) 全員協議会の毎月開催…町の課題など議員間の自由討議の場 エ) 委員会の毎月開催…委員の発議で自主的な勉強会、住民から出された

		<p style="text-align: center;">課題について協議</p> <p>オ) 議会だより「あおぞら21」の毎月発行</p> <p>②あおぞら会議…町民からの提案テーマに基づき意見交換をする井戸端会議的なもの</p> <p>③議決事件の追加 予定価格4千万円以上の工事・製造の請負契約、地域防災計画、農業振興地域整備計画、基本構想と基本計画を議決事件として追加</p> <p>④議会モニター・アドバイザーの設置</p> <p>◎流山市議会の議会改革の取組み 省略</p>
4	研修結果 又は概要 (意見・感想)	<p>(4) 各議会における今後の議会改革推進の検討</p> <p style="text-align: center;">演習:「ダイアログ」によって、テーマ「議員定数について」討論</p> <p>5, 6人の小グループで、一つのテーマについて討論する。</p> <p>①「ダイアログ」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えをはっきり述べる。 ・自分の主張や立場に固執しない。 ・自分と相手の思考のプロセスに注意を払いながら、その意味を深く探求する。 ・相互理解と共通の理解を見出すための会話の方法。 <p>※どちらの主張が正しいかを争ったり、相手を説得するのではなく、率直に意見交換をすることにより、<u>共通理解を探し出す</u>こと。</p> <p>②「ダイアログ」を行う際の役割</p> <p>【司会者】テーマに沿った話し合いになるよう指揮する。参加者が平等に発言できるよう会をとりしきる。</p> <p>【書記】話し合いの中身をみんなが情報共有できるよう、わりやすく記録化する。</p> <p>【タイムキーパー】限られた時間内で話し合いが整うよう時間を司会者に知らせる。</p> <p>【発表者】話し合いで取りまとめた内容を他のグループなどへ説明する。</p> <p>③「効果的な話し合い」のために ホワイトボード・プロジェクター・ポストイットが必要</p> <p>④〇〇を一緒に行うためには「同じ情報を共有すること」</p> <p style="text-align: center;"><対話></p> 

(5) 今後の議会改革の進め方

- 「20年後、自治体はどうなっているか」
「あなたの町の将来は」
を考えながら。
- これまでは「富の分配」
これからは「負担の分配」…これをどうするか → 財政の学習が必要
- 開かれた議会のために
従来のものを見直す…例えば：傍聴者の住所・名前の記入が必要か
- 変えられない要因
 - ・問題や課題に気づかない
 - ・気がついてもらえない
 - ・最後までやらない
 - ・本気でやらない



(6) まとめ

4 研修結果
又は概要
(意見・
感想)

「議会改革を考える」この短期研修は、希望者が多かったために今年度2回目を設定したとのこと。参加者の中には3回目の希望でやっとかなったという議員もいた。多くの議会で、多くの議員が「議会改革」について真剣に積極的に考えているということがわかる。

参加者への事前アンケート結果によると、「議会改革について議論を始めている」という人は90%、検討中は10%、未着手は0%であった。また、議会基本条例を制定している議会は、まだ2割強であるとのことだが、参加者へのアンケート結果では、「制定している」31%・「検討中」48%あり、ここ数年のうちに基本条例を制定する議会は8割にも及ぶと推測される。

議会改革と基本条例制定は表裏一体のものとする。改革をしながら条例制定をしている議会、条例を制定してから改革を進めている議会、改革をしているが条例を未制定の議会、条例制定をしているが改革が進んでいない議会、と現状は様々である。

わが大山町議会はどうするか。議会改革を進めているわけだから、その姿勢を明確にしてさらに本気で取り組むためにも、基本条例の制定は必要と考える。条例制定への作業を進める中で、改革のためにまだ何が必要か明確になってくるだろうし、議員一人一人の改革への自覚も高まっていくのではないだろうか。そして、基本条例制定によって、「情報公開」や「住民参加」が一層進み、「議会機能の強化」も進んでいくと思われる。